

規制見直し基準WG：各省ヒアリング調査票

1. 通知・通達等の名称	監理技術者制度運用マニュアル (平成16年3月1日国総建第315号)
2. 所管府省	国土交通省総合政策局建設業課
3. 形式及び宛先	各都道府県主管部局長宛て通知
4. 通知・通達等の性格	技術者の適正な設置に係る運用について、都道府県に対し技術的助言を行うもの
5. 根拠法令	建設業法第26条
6. 通知・通達等の目的及び概要	<p>(目的)            工事現場に置く技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除するとともに、建設業の生産性の向上を図り建設工事の適正な施工を確保すること。</p> <p>(概要)            1 趣旨            2 監理技術者等の設置            2 - 1 工事外注計画の立案            2 - 2 監理技術者等の設置            2 - 3 監理技術者等の職務            2 - 4 監理技術者等の雇用関係            3 監理技術者等の工事現場における専任            4 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯            5 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成            6 工事現場への標識の掲示            7 建設業法の遵守</p>
7. 通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由	監理技術者の設置等、監理技術者制度については建設業法第26条に規定されており、本通知はこの運用について都道府県宛てに技術的助言を行うものであり、法令の形式には馴染まないため。
8. 通知・通達等の法的効果(強制力の有無など)	強制力はない。
9. 通知・通達等に従わなかったことによって被る不利益があれば、その内容、法的根拠	都道府県が本通知に従わなかったことによって被る不利益はない。